

社会福祉法人 明悠会

理事長の報酬及び旅費に関する規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明悠会の理事長に対する報酬及び旅費の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の種類)

第2条 理事長には報酬を支給する。
2 報酬の種類は給料、通勤手当及び期末手当とする。

(給料の額)

第3条 給料の額は月額 800,000 円の範囲で評議員会において定める。

(給与の改定)

第4条 社会福祉法人明悠会職員について給与の改定が行われる場合、理事長の報酬の改定は、その翌年度 4 月 1 日から実施する。

(通勤手当及び期末・勤勉手当)

第5条 通勤手当及び期末手当は職員の例による。

(旅費)

第6条 理事長には旅費を支給する。
2 旅費の額は旅費規程に準ずる。

(補則)

第7条 この規程に定めるものを除くほか、理事長の報酬及び旅費の支給に関して、必要な事項は職員の例による。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。